

本四高速の全国共通料金制度の継続に係る知事コメント

- 本日、本四高速を含む高速道路の「全国共通料金制度」が令和6年度以降も継続されることが、国土交通省から発表された。
- 現行の本四高速の通行料金については、平成26年度の「全国共通料金制度」の導入により、全国の他の高速道路に比べ割高な料金を全国共通の料金水準まで引き下げられたものであり、これにより、地域経済の活性化や沿線住民の皆様の負担軽減に繋がっていると認識している。
- この制度の導入に当たっては、本四高速のより一層の利用促進を図るため、国や沿線自治体、地元経済界等からなる「環瀬戸内海地域交流促進協議会」を設置し、関係者と一体となって、サイクリングをはじめとする観光連携など、様々な分野での交流を促進するための取組を進めてきたところである。
- また、「全国共通料金制度」の令和6年度以降の継続について、本県として様々な機会を通じて国に要望するとともに、本年10月に本四高速に関係する10府県市を代表して国土幹線道路部会において意見を発表するほか国土交通大臣への要望活動を行うなど、「全国共通料金制度」の継続に向けて取り組んできたところである。
- 「全国共通料金制度」の継続にあたり、国をはじめ、ご支援いただいた関係各位に感謝申し上げます。
- 本県としては、このたびの「全国共通料金制度」の継続を踏まえ、2025年大阪・関西万博等も見据えて、引き続き、国をはじめ沿線自治体等と連携し、国内外からの観光需要を高めるなど、本四高速の利用促進や本州四国間の交流人口拡大に取り組んでまいります。

令和5年12月22日

問い合わせ先

課 名： 道路企画課
担 当 者： 南
内 線： 3891
直通電話： 082-513-3891